平成２９年（フ）第４０２号
大阪府阪南市舞５丁目３番４号
債務者　亀井いづみ
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４０７号
大阪府岸和田市小松里町1160番地の２マキシマレジデンス伊藤306号
債務者　芝原　知行
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４１３号
大阪府和泉市黒鳥町543番地の１エスポワールⅠ104号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東３丁目２番７号
債務者　戸畑　達也
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４１４号
大阪府泉南郡熊取町大久保南１丁目1726番地の１―202
債務者　井上　昭彦
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４１８号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地38棟301号
債務者　小路　藍子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４２０号
大阪府泉大津市昭和町９番54―３号
債務者　糸野　政彦
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１５３５号
札幌市東区北13条東10丁目３番12―206号
債務者　安井　愛美
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６４６号
札幌市南区澄川６条４丁目10番２―206号
債務者　大隅　章司
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６７７号
札幌市白石区栄通６丁目12番15―２号　エミネンス栄通205号
債務者　湊　　浩一
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６８４号
札幌市豊平区平岸４条12丁目12番２号　イースタン平岸208号
債務者　小倉　克幸
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６８８号
札幌市北区北33条西６丁目２番15―103号
債務者　出口　祥子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８７号
釧路市鳥取大通５丁目４番18号
債務者　近江　順子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２０１号
釧路市緑ケ岡３丁目１番228号　緑ケ岡団地みどり２
債務者　吉田　澄恵
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２２８号
盛岡市西仙北２丁目22番32号
債務者　多田　義行
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６４号
群馬県安中市下磯部1498番地１
債務者　大須賀正樹
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３７号
新潟県三条市興野２丁目17番９－８号　五十嵐アパート３号
債務者　田辺　雄次
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第３２９号
静岡県三島市中島66番地の19
債務者　野田　博美（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係